

平成 15 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 4 月 1 日改正
平成 19 年 8 月 30 日改正
平成 20 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 4 月 1 日改正
平成 25 年 8 月 1 日改正
令和 6 年 4 月 1 日改正
令和 7 年 4 月 1 日改正

新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱

(趣旨)

第1条 新潟市が行う物品調達（物品の売買、製造請負及び修繕）、物品の貸借、業務委託（建設コンサルタント業務を除く）その他の契約（以下「物品調達等」という。）の指名競争入札及び見積合わせ（以下「入札等」という。）における発注基準及び業者選定については、この要綱の定めるところによる。

(発注基準)

第2条 物品調達等の発注は、需給状況、市場価格、履行期限等を勘案した適正価格での発注に留意しなければならない。

- 2 既製品を発注する場合は、原則として2以上の製品を参考銘柄として提示するものとし、銘柄指定は行わない。
- 3 やむを得ない理由により銘柄指定を行う場合は、指定理由を書面により明らかにしておかなければならない。

(選定基準)

第3条 業者選定は、原則として本市の入札参加資格者名簿に登載されている者の中から行い、特に中小企業者の育成に配慮するとともに、次の事項に留意する。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 受注能力
- (3) 納入実績
- (4) 地理的条件
- (5) 経営状況

(指名業者数)

第4条 入札等の指名業者数は、原則として、次の各号に定めるとおりとする。ただし、参考見積書を徴取した場合にあっては、当該参考見積書を徴取した数を超える業者数により指名を行わなければならない。

(1) 物品調達

予定価格が 20 万円未満	2 者以上
予定価格が 20 万円以上 300 万円以下	3 者以上
予定価格が 300 万円超	6 者以上

(2) 業務委託、賃貸借、その他

予定価格が20万円未満	2者以上
予定価格が20万円以上200万円以下	3者以上
予定価格が200万円超	6者以上

2 次のいずれかに該当する場合は、前項各号に規定する数に満たない業者数により指名することができる。

- (1) 新潟市契約規則(昭和59年新潟市規則第24号)第28条ただし書の規定による場合
- (2) 前項各号に規定する業者数を下回るもの、競争性を確保できると契約執行職員が判断した場合
- (3) その他市長が特に必要と認める場合

(指名区分)

第5条 入札等の業者指名は、原則として、第1号に該当する者を優先的に指名するものとし、第1号に該当する業者だけでは競争性が確保できない場合及び業務の目的が達成できない場合は、次の各号の順に指名範囲を広げることができるものとする。

- (1) 市内業者(市内に本社又は本店を有する者)
 - (2) 準市内業者(市内に支店又は営業所等を有し、本市との契約等の権限を委任されている者)
 - (3) 上記(1)及び(2)以外の者
- 2 前項の規定に加え、区役所発注に係るものは、原則として、区内業者を優先して指名することとし、区内業者だけでは競争性が確保できない場合及び業務目的が達成できない場合は、隣接区等の市内業者を指名するよう努めるものとする。
- 3 市長が特に必要と認めた場合は、前2項の規定によらないことができる。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年8月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要綱は、令7年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の新潟市物品調達等発注基準及び業者選定要綱は、この要綱の施行

の日以後に行う物品調達等の発注について適用し、施行日前に行う物品調達等の発注については、なお従前の例による。